

令和2年度改正のポイント 1 個人所得課税

婚姻歴による格差をなくすため 未婚のひとり親に対しても 寡婦(寡夫)控除を適用

国外の中古建物を利用した税逃れを規制するための特例が新設

ポイント 1

未婚のひとり親に
対する税制上の
措置の見直し

同じ「ひとり親」の状態でも婚姻歴の有無により税制上格差が生じ、未婚のほうが不利だった。公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親についても寡婦(寡夫)控除を適用することとなった。

(1) 対象者

現に婚姻をしていない者で、下記の要件に該当する者に、適用される(寡婦または寡夫は除く)。

- ・ 総所得金額等の合計額が48万円以下の同一生計の子を有する
- ・ 本人の合計所得金額が500万円以下である
- ・ 住民票に事実婚である旨の記載がされた者がいない

上記対象者の所得税、住民税の計算上、総所得金額等から次の金額を控除する。

(2) 控除額

- ・ 所得税…35万円
- ・ 住民税…30万円

(3) 適用時期等

所得税については令和2年分以後、住民税については令和3年度分以後、適用される。

また、給与等および公的年金等の源泉徴収の際にも適用され、給与所得者については、年末調整においても適用される。

(4) 事実婚である旨の記載

役所から事実婚の認定を受けた場合、住民票の「世帯主との続柄」の欄に、「夫(未届)」または「妻(未届)」と記載される。この場合、事実婚の状態である

といえるため、前記(1)の対象者が世帯主である場合、そのパートナーの住民票を確認し、(1)の対象者が世帯主でない場合は、その対象者の住民票を確認する必要がある。

ポイント 2

寡婦(寡夫)控除の見直し

改正前の寡婦(寡夫)控除では、男性のひとり親と女性のひとり親で格差が生じていた。これも、公平な税制を実現する観点から取扱いが変更になった。

(1) 改正前

寡婦の要件 (AまたはB)

- A. (夫と死別・離婚したか、夫が生死不明の状態) かつ
(扶養親族または総所得金額等の合計額が48万円以下